

産休・育休取得中(予定)の学童クラブ利用について

産休・育休取得中(予定)の場合、以下のお手続きをしていただくことで、学童クラブをご利用できます。

なお、利用時間は原則、基本の利用時間(授業のある日:放課後～午後6時まで、授業の無い日:原則午前9時～午後6時まで)です。

	現在学童クラブを利用中	現在学童クラブを利用していない
必要書類	・変更届 ・産休・育休期間の証明ができる書類 ・延長利用辞退届 (事情があり引き続き利用を希望する場合は、お通りの学童クラブへご相談ください)	・学童クラブ利用申請書 ・就労証明書 ・(就労証明書に産休・育休期間が記入されていない場合は、その期間の証明ができるもの)
注意事項	次年度も利用を希望する方は、10月以降の一括申請期間に、別途、お手続きが必要です。 ①これから次年度の申請をする方 利用申請も必要です。 ②次年度の申請がお済みの方 今年度と次年度分の変更届、産休・育休期間の証明ができる書類をご提出ください。	・産休・育休前の就労条件が下記表の利用条件に当てはまっていることが必要です。 ・初めて学童クラブの利用を希望する場合は、面談が必要です。 ・面談は予約制です。

利用条件(①②どちらも満たしていることが必要です)

1～3年生・障害児	4～6年生
① 午後1時～午後6時までの間に2時間以上の就労 ② ひと月に12日以上就労	① 午後1時以降に5時間以上の就労(かつ午後6時までの間に2時間以上就労) ② ひと月に16日以上

※4～6年生の場合は、保護者の就労条件に加えて、児童が平日に週4日以上、午後6時まで利用することが必要です。

産休・育休から復帰した場合

・復帰後1か月後を目途に、変更届と復帰後に発行した就労証明書をご提出ください。

＊緊急連絡先等に関わりますので、必ずご対応ください。

・9時前申請や延長申請は必要に合わせてご申請ください。

裏面に Q&A がございます



Q&A

今年度新規で学童クラブを利用したいです。いつまでに手続きすればいいですか。

- 原則、利用開始希望日の 2 週間前までにお願いします。
※新年度 4 月～利用開始希望であれば、一括申請期間に申し込みをしてください。
- 初めて学童クラブを利用する場合は、利用希望学童クラブにて職員、保護者、入会希望児童で面談を行います。あらかじめ希望の学童クラブに連絡し、面談の日時をご調整ください。

今年度学童クラブを利用中で、産休・育休に入る予定です。いつ手続きすればいいですか。

- 緊急連絡先にも関わりますので、クラブにお声がけいただいたうえ、産休や育休の期間を証明できるものを用意出来次第、速やかに手続きしてください。
- なお、延長の辞退は、事前の手続きが必要です。手続き完了までは利用料がかかります。

添付書類の用意に時間がかかりそうです。どうしたらいいですか。

- (今年度学童クラブを利用している方) 早めに学童クラブへご相談ください。
- (新規申請の方・一括申請期間に次年度の申請をする方) 就労証明書の準備ができ次第、お手続きください。「産休・育休の期間を証明できるもの」を用意できない場合は、学童クラブへご相談ください。

「産休・育休の期間を証明できるもの」とは何ですか。

- その旨記載がある就労証明書や、勤務先で発行された「育児休業承認通知(コピー可)」があります。 ※その他の書類の場合は、放課後対策課児童支援グループへご相談ください。

育休の期間を短縮することになりました。手続きはありますか。

- 期間を短縮して職場復帰する場合は、上記「職場復帰後の手続きはありますか。」を参照ください。 ※その他の理由の場合は、各学童クラブ・放課後対策課児童支援グループへご相談ください。

育休の期間を延長することになりました。手続きはありますか。

- 変更届と新たな育休の期間を証明できるものを提出してください。

母親が産休に入っていますが、延長利用がどうしても必要です。

- 入院や自宅安静などやむを得ない事情がある場合は、各クラブに延長利用や期間についてご相談ください。

【問い合わせ先】

豊島区放課後対策課児童支援グループ

電話番号:03-3981-1058